

第12日目（6月7日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。なお、副市長より公務のため中退、病院事業管理者より公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

傍聴者の皆様、早朝よりおいでいただきましてありがとうございます。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第1、請願第2号 憲法・請願法に基づき請願趣旨に沿った議会運営を求める請願を議題といたします。議会運営委員長・鈴木一君の審査報告を求めます。

議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会に付託されました請願につきまして審査報告をいたします。付託された請願第2号 憲法・請願法に基づき請願趣旨に沿った議会運営を求める請願であります。審査の状況は、期日、令和元年6月5日、委員の出席状況、出席6名全員です。正副議長からも出席をいただきました。

紹介議員の岡村議員より説明を受け、質疑に入りました。1件の質疑があり、その後討論に入り、反対3、賛成1の討論がありました。主に反対討論の中で紹介しますと、誠実に受理しなければ本当の問題があると思うが、我々議会運営委員会としてきちんとやっているわけであるので、その部分に関して問題はないのではないかと感じる。憲法の基本的人権と請願法に従って、請願趣旨そのものを審議する民主的議会運営を求めますということで、我が議会はそのをきちんとやっていますという反対討論がありました。

その後、採決に入り賛成少数。請願第2号 憲法・請願法に基づき請願趣旨に沿った議会運営を求める請願については、不採択とすべきものと決しました。以上です。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 請願第2号 憲法・請願法に基づき請願趣旨に沿った議会運営を求める請願に対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、請願第2号 憲法・請願法に基づき請願趣旨に沿った議会運営を求める請願に、賛成の立場で討論に参加をします。請願者は3月議会に提出した、基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書の審議の中で、陳情内容とは全く

関係のない陳情人についての人権侵害にかかわる内容の発言を問題にしています。憲法第14条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたっています。また、国民の請願権は憲法第16条で「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」とうたつて、全ての国民に保障しています。

陳情者が共産党であるとして、それをもって請願に反対することは、思想信条や政治的な立場による差別です。憲法で保障された基本的人権に対する侵害であり、政治的な立場の違いを超えて議会として断じて容認できるものではありません。そして、この人権侵害の発言内容は、既に議事録として公開をされています。こうしたもとで請願者が憲法・請願法に基づき、民主的な議会運営を求めるのは当然なことではないでしょうか。今後、このような人権侵害が起こることのないよう、議会の意思を示すためにも多くの皆さんの賛同をお願いいたします。以上です。

○議長 一言、申し添えます。先ほどの委員長報告が不採択でありましたので、賛成の討論を先にするという事です。採択であれば、反対が先ですけれども、そういうルールになっております。

次に原案に反対者の発言を許します。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。それでは、請願第2号 憲法・請願法に基づき請願趣旨に沿った議会運営を求める請願について、反対の立場で討論に参加をいたします。今回の発端は、先ほども賛成者の討論にありましたように、3月議会に提出いたしました基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書について、同僚議員2名の反対討論が、陳情人について人権侵害にかかわる内容発言ということであり、今回、憲法・請願法に基づき、請願趣旨に沿った議会運営を求めるということでもあります。

3月定例会の今回の部分の議事録を、全部確認させていただきました。22番議員についての発言では、まず、陳情人、土田光男様について、共産党でありますと言っておりました。ただ、間違つたということではないということでもあります。もう一点は、南魚沼市の市議会議員にも2名の共産党がおりまして、今まで一般会計予算等には全て反対をしてきている方が応援をするということは、先生には申しわけありませんがと前置きし、賛成をすることができないと申しておりました。

19番議員につきましては、14年前の先輩方の話を引用されて、政治というのは奥が深い、勉強させていただいたということ振り返つたということは、議事録に載っておりました。土田光男様のことだけを言っているのではないという発言でありました。両者とも内容等については、審査した反対理由をしっかりと述べておられました。このように、請願法に基づき誠実に受理し、議会運営を行っており、提出者に対し差別待遇、人権侵害には当たらないと考えております。5日の議会運営委員会でもしっかり審議をしております。委員長報告の

とおりであります。理解していただく反対討論といたしたいと考えております。皆様の賛同をお願いいたします。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 請願第2号 憲法・請願法に基づき請願趣旨に沿った議会運営を求める請願について、賛成の立場で討論に参加します。本請願は、3月議会の陳情第2号の審議において、人権侵害にかかわる内容の発言があった。それを許した議会運営にも問題があると指摘し、思想信条を論ずるのではなく、請願趣旨そのものを審議する民主的議会運営を求めているものであります。

我々、日本共産党議員団は、5月9日に基本的人権と請願権に対する本会議場での重大な侵害を許すことなく、是正措置を取ることを文書で申し入れました。年金者組合は5月13日に、本請願提出時に本会議での人権侵害者発言を確認し、議長、議会として必要な措置をとること、陳情人、陳情団体に謝罪することを文書で申し入れています。

先ほどの討論と若干、重なるかと思いますが、条文を読み上げます。憲法第11条では基本的人権の享有とありまして、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」第14条、法の下での平等云々というところに、①として「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」第16条、請願権についてであります。「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」とあります。

この申し入れをした後、今議会に対する議会運営委員会での議長の冒頭の挨拶がありました。「5月9日に共産党議員団から申し入れのあった3月15日の議会において、采配が悪かった点がありました。_____（議長職権削除）、共産党の皆さんには、申しわけありませんでした。以後、気を付けたいと思います」。そして、最後にその他の議案の中で、私が当議員団、年金者組合の申し入れについての認識を伺うと聞きますと、「_____

_____（議長職権削除）」と。こういったコメントがございました。

6月5日の議会中、付託された議会運営委員会での審議では、今ほど委員長が報告しましたが、若干の補足をさせていただきます。若干、休憩中の言葉もあるかとは思いますが、容赦を願いたいと思います。

発言は人権侵害に当たらない。_____（議長職権削除）。また、発言は個人の資質の問題だ。発言者個人が言ってくればだが、発言者は問題としていない。議会運営はしっかりされている。要件がそろっていれば受理し、議案としている。差別はない。

などと議会の問題として受け取られませんでしたが。個人の資質の問題にすりかえられたと言っても過言ではないでしょう。個人の資質に問題があるとすれば、本会議場での問題でありますので、議会としての対処はあるはずであります。請願者の趣旨に沿った審議にはなりませんでしたが。結果、付託された議会運営委員会では、賛成少数で不採択となったわけであります。

既に3月議会の議事録は公開されました。議会は何ら問題のないものとしても、これを読んだ人はどう感じるでしょうか。議会の資質を問われるようにならないでしょうか。心配です。議会運営委員会では不採択でしたが、この本会議場でぜひとも採択をいただき、是正措置を取っていただきたいと思えます。6月議会の議事録に載せることによって、是正の一步となることを願い賛成討論といたします。

先ほどの反対討論の中で言われましたが、22番議員の内容の問題で、土田先生は共産党である。間違っていないことだという説明がありましたが、このこと自体が本人の内心の自由を侵すものであります。そういったプライバシーの問題について、そこまで語る必要はなく、内容を審議すべきであります。また、2人の共産党議員団がいて、全ての予算に反対をしますとあります。我々は一般会計は、ほぼ予算の段階では反対していますが、特別会計について全て反対しているものではありません。以上をつけ加えまして賛成討論といたします。どうぞ、よろしくをお願いします。

○議長 今ほどの岡村議員の発言に対しましてであります。今ほど議会運営委員会の休憩中の発言を引用されましたけれども、そのことは不適當と認めます。よって、その部分につきましては、休憩中の発言をこの本会議で述べるといふのはよろしくありませんので、その部分は削除をさせていただきます。

その部分につきましては、こちらで調査をして本人にも確認をした中で、削除をするようにいたします。よろしいでしょうか……（何事か叫ぶ者あり）後刻、速記を調査した上、措置をすることにいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議長 次に、反対者の発言を許します。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、私は反対の立場で討論に参加したいというふうに思います。今の発言の中で言った、気持ち的なことは本当に非常によくわかるのです。ただ、この議会の中で議場の中でのやり取りとなると、ちょっとそこら辺の線を引かないと、議会運営というものは成り立たないのではないかという観点というところが私はちょっと感じましたので、そのところをちょっと強調しながら討論に参加させていただきたいというふうに思います。

一番重要なところは、先ほど言いました、請願権に制限は与えられないということですが、今の今回の議会運営の中では決して請願権自体に制限を与えたものではなく、手続上、全く問題のない流れの中で請願の採択までできたと。その採択の結果が、請願者にはちょっと反対のほうになったのかもしれないし、その採択に至るまでの経緯の中で個人の発

言がなかなかふさわしくない、適さないというのがあったのかもしれませんが。それはだけでも、議会が人権侵害をしているということでは、私は人権侵害をした議会運営をしたということではないと思うのです。

最初の委員長報告の中にもありましたように、その発言をした人たちは、今までこの地方議会の中で生きてきた中で、自分が学んできたことを信条として、それは多分、発言をしているのです。それは私の感覚からすれば、ちょっと合わないところもちろんあります。だけれども、その人、個人にすればその信条で発言してきたことなので、そのこと自体を制限することがむしろ、見方によっては基本的な人権の侵害のほうにいつてしまうのかなと、そういう心配も私は実は持っているわけで、そういう観点からもちょっと見てみなければならぬというふうに思います。

ただ、自分の気持ちとしては合わないところがありますし、これは議会の議場の中で本当にそう思っている口に出して発言することは、それこそ先ほど話にも出ましたが、議員の資質の問題に立ち入ることなので、私はどうかという思いがありますけれども、それはあくまでも個人の問題というふうにして整理をしないと、議会運営はうまくいかないというふうに思いました。

そういうことでありまして、今回、気持ち的には非常によくわかるのですけれども、ここでそういうふうな流れの中で決めてしまうと、今後のことには大分、議会運営上の支障が出てくる。支障が出てくるというのは、先ほどから繰り返していますように、正しい議会運営、それぞれいろいろな考え方がある中で、いろいろな考え方を出し合って決めていくのが議会運営でありまして、それが自分の考え方に合わないから、その人、その議会運営はうまくないというような決め方というのは避けなければならない、そこだけあります。

そういう中で決まったものについて、議会運営のやり方が悪いという決め方というのはよろしくない。ただ、そういうところに問題があるとすれば、私はその議会運営を正すということではなくて、そういうふうな発言をしたのはいかなるものかという、方向性がちょっと私は違ってしまったのかなという思いがあります。そういう別の方向での話。例えば議場のこういう個人発言はどなのだというようなことを、議会運営ということではなくて、個人の資質の問題として取り上げるのであれば、私はそれはとめることはできませんけれども、議会運営が間違っているというような捉え方で進められると、今後の議会運営というのは非常に問題が大きくなってくと私は思います。今回の場合は気持ちはわかりますけれども、私は反対をしたいというふうに思います。以上です。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 反対の立場で討論に参加をさせていただきたいと思います。今までいろいろ議会運営委員会の委員長からの報告、それから、賛成者からの議会運営委員会の状況の報

告等もございました。内容的には私は大変不穏当な敵視、問題のある発言が、3月議会ではやはりなされたのだろうというふうに思っています。今、国会でも北方領土問題も含めて、大変大きな問題になっていますけれども、思想信条、個人の考えていること、それは人さまざまですからそれを制限するわけではありませんが、この公の議場の場で発言してよい内容と悪い内容、これは請願法ですとか人権も含めて当然あるわけですから、私たち議員はそこを理解しながら、そして建設的な請願に沿った議論を展開すべきだというのは、これは基本だというふうに思います。

ただ、今回の請願にあるように、これが今、我が議会が民主的運営がなされていないとか、例えば民主的運営を議会そのものに求めていますけれども、先ほど賛成者の討論の中にも、議会運営委員会の中での議長の発言もございました。議長も含め、真摯に反省すべきところはしながら、今後の議会運営に努めていくということで、議会運営そのものは決して人権を無視したり、民主的運営を阻害するような運営になっているとは私は考えていません。

私も含めてその3月議会、この議場にいたわけですがけれども、適切な行動がとれなかったということは真摯に反省をしながら、次回の、今後の議会運営に努めていきたいというふうに私も思っています。ただ、この議会がそういった部分で議会そのものに大きな問題があったのかというと、そこは議会の姿勢としてはそうではないというふうに私は考えています。そういった意味で反対をするということで、討論に参加をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 おはようございます。憲法・請願法に基づき請願趣旨に沿った議会運営を求める請願、これに対して私は反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

請願書の下から6行目、「請願・陳情は、あくまでも請願・陳情された内容に即して審議されるべきものであると考えます。」私もそういうふうに思っておりますし、この市議会の皆さんはこういうふうにして考えて審議しているものだと思います。

中には——中にはどうか日本は民主主義国家ですし、発言の自由その他もありますので、信条の自由もあります。いろいろなことがあって何でも自由主義だから、いろいろな考えをもって賛成・反対をするという可能性だって私も否定はできません。私自身ね。ただ、私が言いたいのは、あくまで請願・陳情された内容に即して審議している。これがこの市議会の運営であり、大変すばらしいことだと思いますので、私はこの趣旨で皆さん、いろいろな信条、自由主義の中で言葉狩りとかそういうこともなく、私は請願が審議される、このような議会でこれまでどおりあってほしいという思いも込めて反対します。

さらに私が思うのは、たまに、安倍政治を許さないとか、そういうプラカードを見たりもしますし、議場の中でも聞いたことがあります。車のシールでも見たことがあります。私は

総理大臣の安倍なのか、それとも私の隣にいる阿部なのか、本当に私はわかりません。こういうことも人格を攻撃している。こういうふうなのは、ある意味、問題なのかなというふうな思いもありますけれども、それを今度突き詰めてしまうと言葉狩りとか表現の自由を侵してしまうこととなります。節度を持った、いろいろな意味ですよ。決してその安倍政治を許さないとかそういうことを言うわけではなくて、お互い気分がよくなるというか、笑顔で——私の信条は、片手は握手、片手はげんこつ、これで議会運営ができるように私も議員としてこれまで16年だか活動してきましたし、非常に多くの方たちがこの姿勢で南魚沼市議会はやっていると思います。

このことに基づき、私はこの請願に対しては不採択すべきという委員長報告は、すばらしい委員長報告だったと思います。こういうふうにありますので、皆様ぜひ、請願に対して反対の立場でよろしく願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。請願第2号 憲法・請願法に基づき請願趣旨に沿った議会運営を求める請願、本請願に対する委員長報告は、不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第2、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書、日程第3、陳情第9号 市役所に自動車通勤している職員から駐車料金を徴収せよ、以上2件を一括議題といたします。2件について総務文教委員長・桑原圭美君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の審査報告を行います。本委員会は5月27に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則の規定に従い、ご報告申し上げます。期日は5月29日、委員全員と議長の出席のもとに行われました。請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書は、採択すべきものと決定いたしました。陳情第9号 市役所に自動車通勤している職員から駐車料金を徴収せよは、不採択と決定いたしました。

審査の状況ですが、請願第1号につきましては、全国で上がっている請願ではないかと思うが、県内の実態把握はしているのかという質疑があり、昨年度の実績であるが、県内30自

治体のうち 21 の自治体で請願が採択されている。現状、財政的な理由で国の進展はないが、この地道な活動により、新潟市においては小学校の 3 年生以上でも 32 人以下学級が実現している、という答弁がありました。討論はなく、全員賛成で採択と決定いたしました。

陳情第 9 号につきましては、まず、各委員からの意見聴取を行い、近隣自治体の実態を調べたという委員からは小千谷市、十日町市は 1,000 円、長岡市は 3,000 円、新潟市は 2,000 円から 9,000 円という月額徴収をしているとのことでした。陳情は市民の声でもあり、できれば執行部のほうで一般市民が聞いて納得できるような額を検討してもらいたいし、それでも変わらなければ議会で対応すべき案件である、という意見がありました。

また、月額 5,000 円を財源として銅像周辺の整備や雪の山の排除とあるが、銅像に関して駐車料金を充当するのがふさわしいのかという思いもあるけれども、現状の 500 円でよいのかなど、職員サイドで考えてもらいたい案件である、などの意見が出ました。

討論は賛成の立場として 5,000 円でよいかどうかはわからないが、徴収を検討するのはよいことである。この陳情の意味は間違っていないというもの。反対の立場としては、陳情の文書を全て結びつけての賛成は無理がある、というものがありました。採決を行い、賛成少数で不採択と決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議 長 2 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書、本請願に対する委員長の報告は、採択であります。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、請願第 1 号は、採択とすることに決定しました。

○議 長 陳情第 9 号 市役所に自動車通勤している職員から駐車料金を徴収せよに対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 陳情第9号 市役所に自動車通勤している職員から駐車料金を徴収せよの陳情について、賛成の立場で討論に参加します。私は陳情者の趣旨は、市役所に自動車通勤している職員から駐車料金を徴収することを求めることと理解し賛成しました。審議の中で私は陳情者の意を酌んで趣旨採択とし、労使双方で協議するべきものと提案いたしました。しかし、安易に趣旨採択はすべきではない。また、文言全てを了としなければ採択できない。また、議会から言うべきものなのかと。などの意見が出され、結果は委員会審議では不採択となりました。

現在、協力費ということで月500円を納付していただいています。陳情者は財政事情、駐車場環境などから金額を明示されていますが、私は労使双方で協議するべきものと思います。また、先ほどの報告でもありましたが、どういった名目で徴収されているかはわかりませんが、徴収している自治体の報告も聞いたところであります。以上、賛成討論といたします。

○議長 次に原案に反対者の発言を許します。

14番・佐藤剛君。

○佐藤剛君 私は担当委員会で陳情者のこの陳情に反対をいたしましたので、その立場で討論に参加をしたいというふうに思います。委員会の報告のとおり推移なのでそれが全てですけれども、今の発言の中で陳情者の趣旨を酌んで採択する方法もあるのではないかとというような話もありました。そこは非常に難しいところだというふうに思います。

まず、趣旨は今回、何かということですが、そこに書いてありますように観光財産をきちんと守るべきという趣旨であれば、私はあえて反対はいたしませんけれども、そのことと職員の駐車料金でみるという市の行財政運営とは、必ずしも合理的・合法的では私はないというふうに思います。その結びつきを趣旨とできるかというところが、別の方策で考えるならまた別ですけれども、そこら辺に私は非常に引っかかることがあります。

また、タイトルのとおり駐車場の料金を徴収せよということであれば、今ほどの話の中にありましたように現実には500円ですけれども、自動車通勤者から徴収をしています。それを多分、増額せよという趣旨だというふうに思いますけれども、他の状況もありました。ちょっと発表もありましたけれども、ほかの状況、例えば新潟市あたりは多分2,000円から5,000円ぐらいの間で徴収していると思うのですが、それはその市街地であるとか駐車場の立地条件であるとか、そういうところのいろいろな条件を加味して、そういう金額が私は出てきているのかなというふうなことを思います。そういうところの条件も全く加味しない中で、この陳情者は5,000円という具体的な数字を挙げてきて、駐車料金をこの金額にせよというのはなかなかそれを趣旨とするわけには、私はいかないということでもあります。

議会運営上の中で趣旨採択の是非というのは、私はよくわかりませんが、今の発言の中で、できるだけ請願者・陳情者の趣旨、思うところに沿って決められればそれはいいなというふうな思いは、私もあります。今、言いましたように趣旨が何なのか。合理的なのか、合法的なのか、そういうところもきちんと見極めて、議会の中では決断を下していかなければならないというふうに思います。

したがいまして、どこの趣旨をとってそして採択するか。そしてまた趣旨採択にしても、今ほど言いましたように、判断しづらいような陳情になっておりますので、趣旨採択も私は実は難しいのだろうと。これを全くだめだとは言いませんけれども、議会運営上の中にあるのかもしれませんが、この陳情をもって趣旨採択というのなかなかその趣旨を広げ過ぎる。趣旨を勝手に私たちが決め過ぎることからすると、非常にその採択の方法も私は難しいのではないかというふうな思いがありまして、今回の陳情につきましては反対をするというようなことに至りましたので、皆さんのご理解を得たいというふうに思います。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。陳情第9号 市役所に自動車通勤している職員から駐車料金を徴収せよ、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、陳情第9号は、不採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第4、第54号議案 財産の取得について（42人乗りバス（大和中学校用）1台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第54号議案についてご説明申し上げます。本議案は、財産の取得につきまして、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の動産の買入れとなるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案1ページをごらんください。1 取得する財産の表示は、42人乗りバス（大和中学校用）1台。2 取得の方法は、指名競争入札。3 取得金額は、2,827万2,540円。4 契約の相手方は、市内の新潟いすゞ自動車株式会社六日町支店でございます。

次の3ページからは議案資料となります。3ページは物品購入仮契約書で、令和元年5月10日の契約。納入期限は、令和2年2月29日。7. その他の後段に、議会の同意議決を経て本契約となる旨を記載してございます。

5ページが入札調書。当市の入札参加資格者名簿に登載され、該当車両の取り扱いのある3者を指名し、記載のとおり2者からの応札により、税込み価格2,827万2,540円、落札率93.4%で落札いたしました。

6ページは契約の相手方の概要、7ページからが仕様書、めくっていただきまして9ペー

ジが下取り車の一覧表、10 ページが購入予定機種の外観図となっております。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご同意議決をいただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 これと同様の上田小学校のときも聞かせていただきましたけれども、財産取得の中で今回は大和中学校というふうに明確に出ておりますが、今回の財産取得はスクールバスを購入しようとしているのかどうかお聞かせください。

○議 長 財政課長。

○財政課長 スクールバスでございます。以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 それでは、なぜ、スクールバスを購入しようとしているのに、観光バスの仕様を発注しようとしているのか。前回のときも時には遠乗りすることもありますという話がありました。私は市民感覚の 1 人として、スクールバスであるならばスクールバスの仕様を発注すべきではないのか。私はそう思っている 1 人です。

それと、なぜ 42 人乗りなのか。例えばメーカーによっては 42 人乗りになればこれは 1 社しかないわけでありまして。それを 45 人とか 47 人にすれば、価格はどうなるかは別としましても、いろいろな入札の中で私たちが選べるわけでありまして。その点どのように思っておられるのかお聞かせください。

○議 長 財政課長。

○財政課長 観光バスの仕様で選んだというほうの件でございます。前回のときも若干申し上げたのですが、今、子供たちの校外学習というところも大変増えておりまして、市で子供たちを乗せて長岡、新潟あるいは関東のほうというところに出かける機会も、大変以前よりも多くなってまいりました。市でスクールバスで使っている主な車両は、例えばマイクロバスですとか路線バス型といわれているタイプのものも多くございますが、最近の遠征等の需要の増加に伴って、ある程度長距離を荷物を載せた状態で快適に移動できるようにということも踏まえて、このたびは観光バスタイプがよいというふうに判断をしたものでございます。

もう一点、なぜ 42 人乗りの仕様にしたかということでございます。1 つ大きく考えられるのは、丸々 1 クラスの人数が引率者を伴ってきっちり乗って移動できるサイズというふうに考えております。やはりマイクロバスのタイプは 27 人とか 29 人乗りが上限ですので、どうしても小さいですし、その上にいきますと今度は本当のフルサイズの観光バスのサイズで 60 人乗りとかそういった大きさになってしまいます。そうしますとそれはそれで今度は取り回しが難しくなったり、行ける場所が制限されたりということになってしまいますので、スクールバスのそれぞれコースを回っている乗せる人数ですとか、回るコースなども考慮しながら、このサイズが最適であるというふうに判断をしたものでございます。以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君　それが 42 人かどうかというのは、現場の部分であります。なぜ、では 45 人はだめなのか。47 人はだめなのか。そこが私はわからないのであります。各メーカーの仕様によっていろいろあるかと思えます。私が言いたいことは、多くの入札が入れるような形にすべきではないのかということをお願いいたします。そうした中で、今、現場の中で遠乗りが多くなってきている、それで安全を重視する。そう言われればそれで私はいいと思っております。

例えば今こういう形であるならば、今後はいろいろ各学校で出てきた場合は、全部こういう形の観光的な仕様のバスを購入しなければ不公平さが出てきます。ですから、これをきちんと確認をした中で、今後の部分も私はあるのではないかというふうに感じているわけであります。

そうした中でもう一点だけ、ではお聞かせください。今、我が市においては、単式簿記から複式簿記に変わっております。ただ、財産は購入するだけで入札が今の、車検等が含まれない中で単式でしております。今後いろいろ、各自治体では車検等も含めた中でこのそういう考え方も今やっております。例えば、まだ今後どうなるかわかりませんが、新ごみ処理施設なんかはメンテナンスも含めた中で多分考える可能性はあります。私はまだわかりません。でも、そういう今、国全体が複式という形で財産の取得でどうしたら一番効率よく購入できるのかということ、考えるときではないのかというふうに思いますけれども、担当部署はどのようにお考えでしょうか。

○議　　長　　財政課長。

○財政課長　まず、人数の細かいところで 45 人とか、47 人とか別の仕様とかで、要はもっと入れるものを増やせないかという点につきましては、バスの仕様は中型タイプですとこの 42 人あるいは 43 人といったあたりが標準サイズでございまして、ちょっと 45 人や 47 人というのは実際ないという形になっております。

大体、いわゆるマイクロバスを買えば 27 人とか 29 人というあたりになるというのと同じようなもので、バスの中型サイズはこの人数が標準、大型サイズはもっと 50 何人、60 人というふうに次の段階はそういうふうにとっても大きくなってしまいますので、こういうものになっております。

こういったいいバスを買うことが、ほかのバスとの不公平性みたいなお話もありました。それにつきましては、今回もう一件、上田地区ということでバスを買わせていただきましたが、その主な基地は塩沢になりますし、こちらのほうは主な基地が大和のほうになります。そして、昨年と一昨年、六日町のほうにもいいバスを買わせていただきました。それぞれやはり各小学校・中学校がございまして、遠征や校外学習がございまして、やはり各拠点にそれなりのいいものが 1 台ずつ程度は必要だろうというふうな判断でここに至ったものでございます。

最後、車検等いろいろなメンテナンスも含めて、複式簿記の感覚でということになりますと、長い目で見てランニングコストなども含めた上でどのように購入するか、あるいは幅を

広げれば委託等も含めてどうするかというお考えだと思います。それも前回うまくご説明ができずに大変申しわけなかったのですが、委託でスクールバスを朝晩動かした場合と、購入をしてそれに人件費や燃料費などを加えて直営で運営する場合というのを、私のほうでも前回うまく説明できませんでしたが、やはり比較を一旦はしております。購入費等も含めランニングコスト等も含めた上でも、同等またはそれ以下であるということを確認しておりますし、このスパンは約20年の使用という感覚で考えておりましたが、その中でも安価であるというふうに捉えました。また、その運行においても朝晩だけの契約というのではなくて、先ほどから言っている、いろいろなところへの遠征ですとか、いろいろなイベントなどにも使用、あとは災害や何かでもすぐ自前のもので運行できるという機動性なども考慮すると、価格面プラス利便性からしても今回のバスは購入したほうがよいという判断で購入に至ったものでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

1番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけお聞かせ願いたいと思います。こちらの入札調書を見させていただきました。前回のやつと同じく1者辞退、1者は予定価格まで達していないという形で、1者が予定価格に達しているところが落札という形ですが、こういった結果をごらんになられまして、入札の方式とかいろいろあると思うのですが、そういったところを今後、考えていくという、そういう形はこれから考えていらっしゃるのでしょうか。いろいろな方式があると思いますが、その辺をちょっと1点だけお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今回の結果ですと、前回からのお話もありましたように、1者は該当車両が自前ではありませんということのご辞退。もう1者とは価格がそれなりに開きがあったということですが、これについては本当に理由がわかりませんで、私どもとしてはそれぞれが入れる仕様というふうに考えて出しましたので、いい競争をしていただけたというふうに思っておりました。

ただ、こういう結果になりましたけれども、今後の調達に関しましても、当然、なるべく市内取り扱い業者の皆さんが競争で入れる状態を目指して、特殊な仕様ではなく皆さんが入れるものというふうには、今でもそうですが常に配慮して行っております。けれども、それでもこういったものが欲しい、こういったものが必要だという必要性の点というのに、どれだけ訴求力があるかということもしっかり整理をしながら、どうしてもそれが市内になれば残念ながら市外の方を入れざるを得ないというケースも出てくるかと思っておりますけれども、なるべく必要性の点を突き詰めて、市内のほうで調達できないかというようなことも一緒に考えながら検討して進めてまいります。以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 わかりました。価格についてですが、正直、予定価がありますので、その中に入っていれば、ある意味問題はないというのは、確かにそのとおりです。予算面におい

でも我々も議会に承認している件ですので。ただ、やはり少しでも安くしてもらいたいというのが実情ですので、今、課長がおっしゃったとおり、さまざまな方策があると思います。例えば今回、指名競争ですけれども、それをできるだけ市内の業者に限って公募にしてみるとか、いろいろな方法を考えたり模索しながら、今後ちょっとずつでも、安くかつ広く入っていくような形にしていっていただければと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 やはり、そうしますと、入りやすい仕様といいますか、特別なもので何か工期ですとか納期の関係なんかもあるかと思えます。そういったものを、どうすれば入っていただけるか、どうすれば競争がされて安く調達できるかというのを、常に検討しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 54 号議案 財産の取得について（42 人乗りバス（大和中学校用）1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 54 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 55 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車（2.6m 級）1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 55 号議案につきましてご説明を申し上げます。本議案も予定価格が 2,000 万円以上の動産の買入れであり、取得に当たり、議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをお願いいたします。1 取得する財産の表示は、ロータリ除雪車 2.6m 級、1 台。2 取得の方法は、指名競争入札。3 取得金額は 4,284 万 5,000 円。4 契約の相手方は市内、株式会社小柳機械整備工場でございます。

次の 3 ページからは議案資料となります。3 ページは物品購入仮契約書で、平成 31 年 4 月 24 日の契約、納入期限は平成 31 年 11 月 10 日でございます。めくっていただきまして 4 ページが入札調書で、当市の入札参加資格者名簿に登載され、除雪車の取り扱いのある 3 者を指名し、記載のとおり 3 者からの応札により、税抜き価格 3,895 万円、落札率 88.9% で落札いたしました。

5ページは契約相手方の概要でございます。当市への納入実績も複数となっております。6ページからが仕様書でございます。1の性能から、9ページ、11のその他の事項まで、11項目にわたり、仕様が記載されておりますが、従来と大きく変わった点はございません。次10ページは、仕様書の各装置等に対するオプション装備で、11ページは車体やバンパーの塗装、市章等の表示を特別に指定した特記仕様書、12ページが購入予定機種の外観図でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご同意議決をいただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 毎年、市は除雪車を購入しているわけですが、ここにも出ています、伊米ヶ崎建設。民間で買うのと市で買うのはどれくらい値段の差があるのかと、普通はちょっと考えるのですけれども。やはり今もバスの入札のことで出ましたけれども、毎回買っているのであれば、考え方というかやり方も考えていくべきかなとも思いますし、多分、市がかなりの台数を持って業者に対応しているわけです。整備もかなり、整備代金もかかっていると思います。市でそういう設備を持つとか、代理店をとるとか、雪とは切っても切れない仲なので、これほど毎年購入していくような形があれば、そういうことも考えるべきではないかというふうに思いますけれども。

市がいろいろなものを、市内の業者から買ったり、市内に発注する、それはいいことだと思うのですけれども、あまりにも値段に格差があるものは、市外から買っているものもあると思うのです。それはあまりにも格差があるからそっちから買っている。今は普通にネットで何でも買える時代なので、値段の価格というのが、大体調べようと思えば、すぐに出てくるのですけれども、そういうことをやはり研究していかなければいけない時代にもうきているかというふうに、やはり今までどおりではだめだというふうに思います。そういった点、どういうふうに考えますか。民間との差がかなりあるようであれば、問題があるのかと。

また、県も買っていますけれども、県との差とか、同じものなのにえらい差があったら、やはり何だそれはということになるので、そういうことをやはり調べてやるべきだと思うのだけれども、その辺を答弁願いたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 同じロータリ除雪車を振興局と伊米ヶ崎建設に納入しているという件でございますが、一応、担当のほうでも情報を集めてみた中では、具体的な金額については会社の個々の情報でもありますので不明でありますけれども、基本的には同等の価格で納入しているということでした。

それから、代理店に聞き取りをしたところによりますと、自治体への納入のほうが入札をやっているので、安くなる場合が比較的あるという情報も得ています。決して高い価格で納入しているというふうには捉えておりません。また、今後の入札の仕方等については、建設

部では判断しかねる部分がありますので、総務部からお答えしていただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 このロータリ除雪車に今いただいた質問もそうですが、この前のバスの調達、それから初日のバスの調達の際にもいろいろな意見をいただきました。調達の方法につきましては、やはり基本的にはいいものを安価で購入したいというのが基本線でございます。プラス、今は市内の業者優先ということも、大変重きを置いております。おっしゃいますように、価格だけを考えれば違う方法もとれるかと思えます。問題はそこの、重い、軽いといったは語弊がありますけれども、どこに重点を置くかというところでございます。それから、買う、買わないの方法も含めてでございます。いずれにせよ、予算を有効に生かして、いかにいいものを調達できるかというところについては、まだまだ検討の余地もあると思えますので、情報も集めながら検討を続けていきたいと考えてございます。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 いろいろ考えていくという答弁なので期待をしたいと思いますし、車もかなりあるので、市役所に車両部——運転の車両部があるのですけれども、整備等も、全部の車屋とかそういうところで買えるわけではないし、全部の車屋を市内の業者を使えるわけではないと思うので、台数もかなりあるので、そういう整備代やいろいろなことがかなりかかっているようであれば、市でもそういうことをやはり決まった金額なので、やることによって浮いてくる。そしてまた、市民に還元できる、福祉サービスもできるということもあると思うので、いろいろな精査はしていくべきではないかというふうに思います。ぜひ、答弁があればもらいたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 済みません、答弁が1つ漏れておりまして申しわけございません。おっしゃいますように、全部市で完結をすれば、コストの考え方ですけれども、安くなる可能性もあるかと思えます。ただ、その整備をする人員等を考えますと、少し今の段階では現実的ではないのかなというのが正直な考えです。当然、整備ができる人員を私どものほうで採用しなければできませんので、今現在では難しいとは考えてございます。

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、いずれにせよトータルで何がベストなのかというところは常に頭に置きながら、これからも調達していきたいと考えてございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 55 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車（2.6 m級）1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 55 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 56 号議案 財産の取得について（小形除雪車（1.3m級）1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 56 号議案につきまして、ご説明申し上げます。本議案も予定価格が 2,000 万円以上の動産の買入れであり、取得に当たり議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをお願いいたします。1 取得する財産の表示は、小形除雪車 1.3m級、1 台。2 取得の方法は指名競争入札。3 取得金額は 2,068 万円。4 契約の相手方は、市内、株式会社国際自動車整備でございます。3 ページをお願いいたします。物品購入仮契約書で、契約期日及び納入期限は、前第 55 号議案同様でございます。

めくっていただきまして 4 ページが入札調書で、同じく 3 者からの応札により、税抜き価格 1,880 万円、落札率 93.8%で落札となっております。5 ページが契約相手方の概要で、当市への納入実績も複数ございます。6 ページからが仕様書、10 ページがオプション装備、11 ページが特記仕様書、最後 12 ページが外観図となっております。

以上、第 56 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意議決をいただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 20 番議員と同様の質問になるのですがけれども、建設課のほうでは近隣とかに聞いたりもしているとか言っているのですがけれども、ホームページで調べると、新潟県の入札の結果とか一覧で出てくるのです。その中で、物が違うかもしれないのですがけれども、1.3 メートル級のロータリ除雪車が税込みで幾らで落ちているかということ、税込みで 1,620 万円なのです。消費税込みか別かと思ったりもすると、そういうのを見ると、片や公表しているわけです。これだってうちの市は今、公表していくわけですよね、こういうようなのだから。

何で高いのか。仕様が違うと言ってしまうえば仕様が違うのだろうけれども、こういうのも何で違ってくるというのだから、ちゃんと説明するだけの調査もしておかなければいけないと私は思うのです。平成 29 年度の新潟県のですね。先ほど建設部長のほうは聞いたりしたとか言っているのですがけれども、平成 29 年度のこれとかも知っていたのですか。ちょっとそれだけお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 県の平成 29 年度の状況については、残念ながらちょっと把握しておりませんでした。ただ、仕様についての違いがあったり、またエンジンの関係の排ガス規制の関係が

あったりして、価格が変わってきている部分もあろうかと思えます。その辺でこういう結果になっていると思えます。以上です。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 建設部長のほうは、排ガス規制とかもあったりとか、仕様の関係でこういう結果になっているというふうなのがあるかもしれないけれども、でも、それは調べたわけではないですよ。調べてはいないけれども、その答弁というのは私は危険だと思うのです。間違えているかもしれないのを断定する。そういうところも含めて今後調べて、なるべく安くいいものを買ってほしいわけです。

決して地元の業者をいじめるなんていうことではなくて、やはり私も地元が大事だと思いますし、市のほうも地元は大事だというふうな思いがあると思えますけれども、限りある資源をどうやってお金を使って行って、しかも除雪要望というのは非常に強いわけですし、いろいろな点で言わんとすることはわかってくれていると思うのですけれども、そういう配慮ももってしてください。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 おっしゃるように、いろいろな情報収集をしながら、公金を使うわけですので、少しでも安価な価格で契約できるように担当課としても勉強していきたいと思えます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 56 号議案 財産の取得について（小形除雪車（1.3m 級）1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 56 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 57 号議案 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（水一Ⅱ型）1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 57 号議案につきましてご説明申し上げます。本議案も財産取得に当たり、議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをお願いいたします。1 取得する財産の表示は、水槽付消防ポンプ自動車（水一Ⅱ型）、1 台。2 取得の方法は指名競争入札。3 取得金額は 6,468 万円。4 契約

の相手方は柏崎市の株式会社米峰でございます。

めくっていただきまして3ページが物品購入仮契約書で、契約日が平成31年4月24日、納入期限は平成32年3月31日でございます。めくっていただきまして4ページが入札調書で、消防車両については、艤装が必要で特殊なことから、専門業者3者を指名し、うち3者からの応札により、税抜き価格5,880万円、落札率99.5%で落札となりました。5ページは契約相手方の概要、6ページから23ページが仕様書、24、25ページが、外観図となっております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 これは再入札をされたわけでありまして、市が予定した価格5,900万円の積算です。これは近隣のところ、米峰さんでいくと平成29年度に見附市に1台納品していますけれども、こういうような近隣の市のほうからの情報なのか。あるいはメーカーの日本機械工業さんでしょうか、なのかということで、再入札になったということになると、情報がそれこそどうして行き違ったのかということもあるのだけれども、そこら辺の事情というか、積算根拠なのですけれども、これについてはどういうところでやったのかという、ちょっと教えてもらいたい。

○議 長 警防課長。

○警防課長 この車両の購入に当たりまして、前年度、見積もりをとっております。その見積もりをもとに予算の取得の金額を算出しております。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 その積算根拠、見積もりをとったところがこの納入業者であったのか、製造するメーカーであったのかというところをちょっとお聞きしたい。

○議 長 警防課長。

○警防課長 見積もりをとった業者と、落札をした業者とは違います。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同じかどうかというのではなくて、納入業者から見積もりをとったのか、本来ではそういうことはできないのだけれども、要はこの製造メーカーです。メーカーから積算でどうなのかというところをとったのか、そこを一番聞きたいのです。

○議 長 警防課長。

○警防課長 見積もりをとったのはメーカーではなくて、取り扱い業者。日本機械工業とかモリタではなくて、それを取り扱う会社から見積もりをいただいております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 57 号議案 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）1 台）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 58 号議案 財産の取得について（軽積載車 7 台（南魚沼市消防団仕様）1 式）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 58 号議案につきましてご説明申し上げます。本議案も財産取得に当たり、議決をお願いするものでございます。

議案書 1 ページをお願いいたします。1 取得する財産の表示は、軽積載車 7 台（南魚沼市消防団仕様）1 式。2 取得の方法は指名競争入札。3 取得金額は 3,102 万円。4 契約の相手方は十日町市のタナベ防災株式会社。

めくっていただきまして 3 ページが物品購入仮契約書で、契約日が平成 31 年 4 月 24 日、納入期限が平成 31 年 12 月 31 日でございます。4 ページが入札調書で、専門業者 7 者を指名し、5 者からの応札がありましたが、落札に至りませんでした。南魚沼市財務規則第 129 条第 3 項第 8 号及び南魚沼市請負工事の入札及び契約等に関する基準第 4 条により、最終最低入札額と予定価格との差が 10%を超えておりませんでしたので、最終最低入札額を提示した業者より見積書を徴し、随意契約を締結いたしました。契約額は税抜き価格 2,820 万円、予定価格に対して 99.7%で契約となっております。5 ページが契約相手方の概要、6 ページから 13 ページが仕様書、14 ページが外観図となっております。

以上、第 58 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 前の議案と同様な趣旨になるのですけれども、予定価格の関係であります。ちょっと遡りますが、スクールバスのときに私は仕様に問題はないかと、問題はなかったのですけれども、今回は予定価格に問題はないかという観点での質問をさせていただきます。今、予定価格の設定の仕方について、前の議案の中で業者からの見積もりをもとに予定価格を設定すると。多分、この場合も同じなのだと思いますけれども、入札の経緯ですね。調書を見てみますと、第 1 回目で入札不調、そして再入札してもだめだったと。それで最低の中で基準に従って随意契約したということで、手続的には私は全然問題にしていらないのですけど

も、先ほどの予定価格の設定です。その予定価格を設定するときに、納入業者——この業者ではないでしょうけれども、そういうところから聞いて、見積もりをとって、設定した。その割には最初全部オーバーですよ。そして、これはまだだめですよ。そうしたら2者辞退しました。それで、その再入札した結果もまだだめですよ。それで最終的には何十万円だかを下げて、1者、落札決定業者が決まったわけですけども、これというのはなるべく安く納入しなければならないというこちらの立場もあるのですけれども、一方では企業でも適正な基準といいますか、そういうのもあると思うのです。この形を見ると、自分たちの都合でどんどん下げていっている。その予定価格の適正な設定ではないのではないかというようなことを、私はこれを見たときに強く感じたのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

別にちゃんとした手続を踏んでやっているので問題ないということになるのかもしれませんが、結果から見ると非常にこれは変な言い方、業者泣かせ、適正ではない、これはこうだから入札の不調が発生するのだという思いを非常に強く感じたのですが、その辺をちょっと聞かせていただきたい。

○議 長 警防課長。

○警防課長 やはり、議員がおっしゃるとおり、先ほどの案件と同じやり方で金額を設定しております。ただ、この車両については、いわゆる消防車両軽積載車ですけども、一応スタンダードな車で、ほかの市の消防団も使っているような車両なので、ある程度の金額は把握しておったのですけれども、結果こういうことになりましたので、やり方についてはまた今後精査をして対応していきたいと思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 財産取得を全部見させてもらってからの質問になってしまったのですけれども、第54号議案だけ消費税の記載が調書になくて、この扱いがどうなっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 遡る質疑は……（何事か叫ぶ者あり）消費税の確認だけお願いします。第54号議案が違うということなのですね。

総務部長。

○総務部長 ご質問の趣旨は、入札が消費税込みというご質問でよろしい……（何事か叫ぶ者あり）第53号議案もそうでございますが、53号議案、54号議案両方ともバスの取得については、ほかの諸経費等もございますので、全部税込みで入札も行っておりますので、消費税の記載がないというような状況になってございます。そのために第53号議案もそうですが、第54号議案につきましても、諸経費の一覧表といいますか——ほかの議案資料にはついてございません。4ページですね、契約金額内訳表ということで、車を取得するに当たっての必要な税の関係も入っております、全て税込みで処理を行っているということでございます。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 7台まとめてということですがけれども、先ほどの話だと1台、これはやったのかわからないけれども、その前に見積もりをちょっと取っていたのかもしれないけれども、見積もり掛ける7台分やったのか、それともちょっと抑えてやったのかとか、7台まとめて買おうと思ったけれども、予想よりも高かったということなのか。その意図はどうなのかなというふうに。

7台まとめて買ったというのは、私は非常に評価できることだと思います。スケールメリットは働いたのか、働いていないのか。ただ、答弁的に1回不調になったということは、スケールメリット、消防は働かないのかというふうに、ちょっと残念だなというものもあるのだけれども、それでもまたスケールメリットが働くようにいろいろ頑張ってもらいたいという思いがあるのだけれども、そここのところの答弁をいただきたいのと。

あと、普通の軽積載車を普通の装備で買ったと言ったのですけれども、これも同じようにネットを調べると出ているのです。軽積載車幾らと。俺が見たところは安いと思ったのだけれども、スタッドレスタイヤと普通タイヤの違いだとか、そういうのがあるかもしれないけれども、それにしてもまた値段が違い過ぎるなというふうなものもあるのだけれども、よその自治体とか、タナベ防災さんは多分、南魚沼市に事務所があるけれども、そういう点はすごい地元を大事にしているものもあるが、あまりに違い過ぎるとどうなのというのも思ったりする点もある。さじ加減というのは非常に難しいかもしれないけれども、よその自治体のことも研究してやったのかどうかも教えてください。

○議 長 消防長。

○消防長 今回まとめて買った件についてですけれども、消防団の軽積載車が25年ほどもう経過しておりまして、老朽化による車両が7台出てきたということで、価格を安く抑えるということで7台を同時に注文したというわけではございません。年数が到来して古いものを更新するという目的で購入させていただきました。

それから、ネットのほうで出ているというお話でございますけれども、見積もりをとった中で、予算要求をして、今回の契約をしていただいたということで、定価でいうと軽積載車は1台400万円程度になりますので、ほかの地域のほうもまた今後いろいろ調査した中で、適正な価格となるように、ただ、特別な仕様というのはほとんど考えておりません。一般的な仕様の中で消防団が活動できる、そういったものをまた買い揃えてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 今回ちょっと残念な答弁が、年数がきたから買いました、それがたまたま7台でしたというのを。それもあっても安く買えるのではないかという思いでやったという答弁なら完璧ですよ。一言それを言えば済むのに、まじめなのか、ちょっとコストに対する意識がないのかと言ってしまいますよ、私は。もう言っていますけれども。そういうところは頑張ってもらいたければと思います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 今後そのようにまた検討させていただきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 58 号議案 財産の取得について（軽積載車 7 台（南魚沼市消防団仕様）1 式）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 58 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 11 時 25 分といたします。

〔午前 11 時 05 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前 11 時 23 分〕

○議 長 日程第 9、第 59 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 59 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして提案理由を申し上げます。このたび人権擁護委員として 2 期 6 年間にわたり、ご尽力をいただきました島村弘さんが令和元年 9 月 30 日付で任期満了により退任をされます。島村さんの後任として小島敏行さんを人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

小島さんは平成 27 年から公民館浦佐分館分館長として 2 期 4 年間、また、平成 31 年 4 月からは浦佐地域づくり協議会浦佐公民館館長として活躍され、現在に至っております。人格、識見ともに優れた方であります。なお、任期は令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願いをいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 59 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、小島敏行氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 59 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 10、第 60 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 60 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして提案理由を申し上げます。人権擁護委員の廣田芳克さんは、令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

廣田さんは、人権擁護委員として 2 期 6 年間ご尽力いただき、曹洞宗石動山浄光寺住職として活躍をされ現在に至り、人格、識見ともに優れた方です。任期は令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願いをいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 60 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、廣田芳克氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 60 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第 11、第 61 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 61 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。本議案は財産区管理委員の選任につきまして、財産区管理条例第 3 条の規定によりまして、議会の同意をお願いするものであります。このたび、大字塩沢

財産区管理委員のうち2名の任期が満了し、さらに2人の委員から6月30日をもって委員を辞任したい旨の申し出がありました。つきましては、議案書記載の4名を選任したく、ご同意をお願いするものであります。

表にあります最初のお2人、林正栄さんと高井陽一さんは新任、次の高橋貞男さんと太田陽司さんは再任となります。選任に当たりましては、関係集落からのご推薦をいただいております。任期につきましては、令和元年7月1日から令和5年6月30日までの4年間となりますのでよろしくお願いいたします。ご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第61号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）、林正栄氏、高井陽一氏、高橋貞男氏、太田陽司氏の4名、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第61号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第12、第62号議案 南魚沼市スポーツコミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第62号議案につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、平成31年4月26日の南魚沼市体育協会総会において、組織の名称を南魚沼市スポーツ協会に変更することについて承認されたことから、これを一部改正したいものであります。4月26日の変更承認を受け、すぐに本定例会に条例改正の上程をすべきところ、失念しておりまして、追加議案とさせていただきますことを深くお詫び申し上げます。

それでは、内容について説明いたします。3ページの新旧対照表をごらんください。現行、別表表中、「市内の体育協会」を「市内のスポーツ協会」に改正したいものであります。

1ページに戻っていただき、最下段、附則として、この条例は公布の日から施行するものとしてあります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 62 号議案 南魚沼市スポーツコミュニティセンター条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 62 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 63 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第 63 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は、条例第 18 条に定めます井戸設置工事等の施工業者に係る登録制度に関しまして、文言の不備を修正するものであります。

議案書の 3 ページをお開きください。新旧対照表でご説明を申し上げます。現行条例、向かって右側であります。第 18 条第 2 項第 2 号ア及びイ、この規定がありますが、これを改正案左側の第 2 条の定義規定にまず置きます。これを「さく井技能士等」というふうと呼ぶことといたしまして、第 18 条第 2 項第 2 号において、この「さく井技能士等 1 人以上が専属していること」という文言に改めるものであります。

第 18 条は、井戸の施工業者について、事前登録制を設けまして、その登録要件を規定する条項でありますけれども、施工業者の事前登録制といいますのは、平成 29 年の全部改正以前から採用されていた制度であります。平成 29 年の条例改正に当たりまして、それまでは規則で定めておりました登録の要件等を条例上の規定に引き上げたというものであります。

あわせて、旧規則では「職業能力開発促進法の規定による 2 級以上のさく井技能士の資格を有していること又は 3 年以上の揚水設備工事の実績を有しているものであること」という規定であったわけですが、この登録要件を平成 29 年改正において、「2 級以上のさく井技能士の資格を持つ者、又はその者を有していること」または、「3 年以上の井戸工事の実績を持つ者、又はその者を有していること」という登録者本人の要件に加えまして、その要件を満たす者を従業員として雇用している場合も登録要件を満たすという内容に変更したところであります。

この際、「又はその者を有する」といいますのは、一般通念としまして、その者を専属する職員・従業員として雇用しているという意味で解釈を我々はしておりますのですけれども、

専属又は専任という明確な文言を欠いていたために、これは兼務が可能ではないかという解釈をし、既に登録を受けている個人の施工業者——たった1人でも登録ができますけれども——個人の施工業者が他の施工業者と不定期の雇用契約を締結しまして、これを兼務するという申請が実際になされました。市としてはこういう事態を想定していなかったものでありますけれども、他の条例、法令等と比較してみましても、技術者等は専任あるいは専属でなければならないという明確な文言を、この条例においては欠いていたということは、我々としましてもこれは明らかになりました。これは兼務が可能であるという解釈をした人に対して否定をすることが明確にはできなかつたものであります。

そもそもこの条例におきまして、施工業者の事前登録制を設けている理由といたしますのは、地盤沈下という非常に特殊な事情を抱える本市におきまして、地下水の採取を制限する、制限をせざるを得ないという、この市の施策に理解を持ってもらえる業者であって、かつ、汚泥処理、あるいは騒音の防止など、施工地周辺に迷惑を生じないように、適切な施工管理を行うことが可能であるなど、一定の技術水準を担保した業者に井戸掘削を施工させるべきであるという趣旨から設けている制度であります。

従いまして、その技術者、経験者が適切な施工管理を行い得る状況にあるという場合には、たとえ兼務であっても、そのことで直ちに、この条例が定める事前登録制の意義を滅却することにはならないと我々は考えております。

しかし、この兼務を無制限に認めてしまいますと、全く異なる業種が、1人の技術者、あるいは経験者を不定期に雇用することで削井業の施工業者として登録されていくということになりまして、削井業の統一性、あるいは一体性が損なわれ、無制限にこれが拡散をしまし、市民には混乱を生じることになりかねないというふうに考えるところであります。

今回の申請は条例の不備として認めざるを得ませんでしたけれども、今後については、あるいは建設業や、水道工事店の規定のように技術者等は専属で雇用しているということを条件とするべきであると考えまして、今後、同様な事案が発生することを防止したく、大変緊急ではありますけれども、この条例改正を上程させていただいた次第であります。この案件が出ましたのが、当初の議案の取りまとめが終わりました後でありましたので、追加という形で提出をさせていただきました。

議案書の1ページ、本改正条例の附則であります。施行期日は、公布の日から施行したいというものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 井戸掘削の業者、市外業者も含めて数十社いたかと思っておりますけれども、実際、その兼務をしていたということで井戸掘削の実績を持ったということになると、市内業者にそれが出たのか、あるいは市外に出たのかということをお聞きをしたい。

もう一点はこういう1社1名以上の有資格者ということになりますと、市内業者のほうで早急に資格を取らざるを得ないという会社も多分、出てくるかと思うのだけれども、そこら辺は何社ぐらいあるのかということまで把握をしているのかということをおちょっと。要するに、名義をお借りしていた人は、自分のところの社員ではないけれども、市のほうの掘削業者として認定をされていた。ところが、今回は1社1名の有資格者を持たなければならぬわけですから、そうすると自社で持っていなければ、それぞれ雇うか、あるいは新たに資格を取らざるを得ないのだけれども、そういう業者は市内にいるのかということでもあります。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、市内か市外かということでもありますけれども、これは両者とも市内の方々であります。この条例改正によりまして、直ちに今後、今登録を受けている方々が影響を受けるかというところではないので、3年の有効期間がありますので、その間に対処していただければいいと思うのですけれども、今現在兼務をしているというのはここだけになります。ほかに兼務をしているという状況は聞いておりませんし、把握しておりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第63号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第64号議案 市立北辰小学校児童転落事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第64号議案につきましてご説明申し上げます。本案は、平成30年11月27日に北辰小学校で発生した児童の転落事故について、地方自治法第96条第1項第12号、第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することについて議決をお願いするものであります。

最初に事故の概要を説明いたします。平成30年11月27日火曜日の正午ごろ、北辰小学校の5年2組の教室で児童会祭りの片付けをしていたこのクラスの男児が、教室の後ろにある

ロッカーの上に椅子を載せて幕や掲示物を外す作業をしていました。男児は作業を終え、椅子から降りようとしたところバランスを崩してしまい、椅子ごとロッカーの上から教室の床に落下し、近くにあった児童用机の脚部分をつなぐ鉄パイプに右上中切歯——右上前歯ですが——を打ちつけてしまったものであります。すぐに保健室で手当てを行いました。男児の右上前歯は欠けてしまいました。

12時30分ごろ、男児の母親が来校して説明を受け、13時45分ごろ南魚沼市民病院で歯科と整形外科を受診いたしました。その結果、右上前歯が欠けたため接着剤でつなぎ合わせるとともに、その隣の左上中切歯・左上側切歯、2本でございしますが、動揺があるため針金で固定しました。整形外科では、打撲との診断がなされました。

事故に至る前には、当該男児から担任教師に対し「椅子をロッカーの上に載せ、その上に乗って作業してよいか」との質問がなされておりました。担任は、同じクラスの女兒に対し、椅子の脚を押さえるよう、指示を行い、当該男児には気をつけるよう、何度か声をかけましたが、結果として事故が発生してしまいました。

授業中に教室で発生した事故であり、担任にも同意を得ていたため、当該男児の過失はないものと考えております。担任教師については、高所作業に対する認識が甘く配慮が不足していたため、教育委員会から嚴重注意を行いました。保護者から「将来、インプラント治療を行いたい」との希望が寄せられており、今回の和解は将来想定される治療費を含んだものとなっております。

それでは議案をごらんください。1 和解並びに損害賠償の相手方は、当該男児の父である市内在住の男性であります。2 損害の額は169万6,120円とし、3 事故の責任割合は、南魚沼市が100%であります。4 和解の要旨は、南魚沼市が相手方に169万6,120円を支払うことで和解し、以後、一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

なお、本件の損害賠償は、市が加入する「学校賠償責任保険」の対象となり、全額が保険金として支払われることを保険会社に確認済みであります。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 机の脚をつなぐパイプということになると、多分、床から10センチぐらいのところだと思うのですが、そうすると顔面から落ちたという、要するにまるっきり、こう顔から落ちたというふうに感じるのですが、その辺はどういう形だったのか。

となると、歯だけでなく、かなりの衝撃があったと思うのですが、多分、7か月ぐらい過ぎているようでもありますけれども、問題は生じていないかどうか。要するに、歯のみでの形なのか。要するに補償内容が歯の治療代と、あとレントゲンを撮ったぐらいの形なのか、その辺をひとつ確認したいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 その当時、足をついたのか、ダイレクトに顔面から落ちたのかはちょっとはっきりわかりませんが、相当な強打をしたということで、多分ほとんどついてないということで想像はできます。

当日、歯科のほかに整形外科で受診をいたしましたし、あと、もしかしたら脳のほうに障害がないかということで、翌日ですが脳神経外科のほうにも受診をしております。その診断では異常がないというふうに診断されております。その部分の治療費については、日本スポーツ振興センターに入っております総合賠償保険で補償しておりますので問題ないかというふうに考えております。以上です……（何事か叫ぶ者あり）今回の損害賠償のほうにつきましては、歯の治療費だけになっております。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 近くにいたということになると、直撃で落ちたのか、あるいは足をついてよろよろとして転んだのかということは、多分わかると思うのですが、その辺が後遺症の問題等でどうなのかという感じで思ったものでお聞きするわけではありますが。直撃であるとむち打ち的な感じもあるのかなという感じがしまして、歯の将来のインプラント治療代なんていう程度で終わったのかどうかを確認したくて、今もう一度お聞きしますが、どうでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 相当な衝撃があったとは思いますが、そちらのところでむち打ち等の症状は、保護者からのお話ですとあらわれていないということでございます。歯の治療代ということでの保険の請求なのですが、この中身は今回保護者の希望でインプラント治療を行いたいということで、将来的にわたっての補償ということになっておりますので、その辺はほかのところの部分での後遺障害ということは今のところ発生しておりません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第64号議案 市立北辰小学校児童転落事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求

めます。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてご説明いたします。意見書の内容につきましては、配付済みの資料をご確認いただきたいと思います。総務文教委員会では全会一致で賛成した案件でございます。よろしくお願いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で、議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

○議 長 日程第17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもって

令和元年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

[午前11時55分]